

文京区新公会計制度について

1 文京区新公会計制度の検討経過について

平成27年1月23日、総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成する旨の要請があった。これに基づき平成27年4月15日、文京区新公会計制度検討委員会及び部会を設置し、新公会計導入に必要な諸課題について検討を進めてきた。

平成28年7月13日、文京区新公会計制度検討委員会より出された検討結果に基づき、「文京区新公会計制度」を策定したものである。

2 文京区新公会計制度導入に関する基本方針について

① 新公会計モデル

新公会計制度モデルは、総務省統一モデルとする。

② 仕訳方式

仕訳方式は、日々仕訳方式とする。

③ 導入時期

平成29年度から複式簿記・発生主義会計を導入し、平成30年度中に財務書類を作成する。

3 文京区会計基準について

① 基本的な考え方

文京区会計基準は、本区における財務書類を作成する際の基準を示すものである。これらは総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき作成したものである。

② 財務書類の概要

財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とする。

ア 貸借対照表

貸借対照表は、作成基準日における財政状態（資産、負債及び純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成する財務書類である。

イ 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、一会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）の行政活動の中で、行政サービスの提供に要した費用とそれを賄うための財源である収益及びその差額を表示することを目的として作成する財務書類である。

ウ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表に計上される「純資産の部」の変動状況を明らかにすることを目的として作成する財務書類である。

エ 資金収支計算書

資金収支計算書は、区の資金収支の状態、すなわち資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成する財務書類である。

③ 連結対象会計範囲

財務書類の連結対象会計範囲は、一般会計等、公営事業会計、第三セクター等、一部事務組合及び広域連合とする。

④ 作成基準日

作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間における歳入・歳出等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

4 財務書類の作成方法について

財務会計システムにより、現金収支を伴う歳入・歳出管理の執行情報に連動した日々仕訳（一部は手動で仕訳を行う。）情報の蓄積を行っていく。さらに、固定資産台帳の資産情報や決算仕訳による減価償却の情報や引当金などの情報を付加することにより、迅速かつ正確に財務書類を作成することができる。

① 日々仕訳

総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に準じて策定した仕訳変換表によって歳入歳出執行データの仕訳を行う。

② 決算仕訳

日々仕訳終了後、決算期に現金の支出を伴わない非資金取引等である決算仕訳を行う。

5 固定資産台帳について

固定資産台帳は、総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に準じて策定した固定資産台帳整備基準に基づき作成する。

(1) 固定資産台帳の整備目的

固定資産台帳は、固定資産を、取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。

(2) 固定資産台帳の記載内容

財務書類の補助簿としての機能を有するために、勘定科目、件名、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量等の記載を行う。

(3) 資産の評価基準・評価方法

開始時簿価は、取得価額が判明しているものは、取得価額とし、取得価額が不明な資産及び昭和59年度以前に取得した資産については、再調達価額とする。償却資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額とする。

なお、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地については、備忘価額1円とする。

開始後取得した固定資産については取得価額を計上し、以後、再評価は行わない。

6 財務書類の活用について

財務書類及び財務書類のセグメント分析で得られたデータ等を行政運営等に活用していく。

(1) 財務書類の公表・活用

① 財務書類の公表

財務書類については、新たにセグメント分析などで得られた事業コストや各種財政指標の分析資料を加えるなど、区民へのより分かりやすい財政状況の公表資料として活用する。

② 地方債 IR 資料等への活用

区の財務状況や政策方針などを解説した地方債 IR 資料としての活用も図っていく。

(2) 管理会計への活用

① 財務書類セグメント分析の活用

ア 事務事業評価への活用

基本構想実施計画事業を対象にセグメント別行政コスト計算書等を作成し、事務事業の評価に活用していく。

イ 事務事業改善への活用

所管課において、セグメント別行政コスト計算書等を基にした事務事業改善への活用を図っていく。

ウ 重点施策選定への活用

セグメント別行政コスト計算書等を活用した重点施策の提案により、より先駆的な事業や中長期的な展望及び他自治体の同事業のコスト比較の検証を含めた優れた施策（事業）としての選定が可能となる。

エ 予算編成への活用

効率的な事務事業の構築やコスト縮減を図る有用なデータとして適宜予算編成に活用していく。

オ 受益者負担の適正化への活用

行政サービスに要する経費をより精緻に算出することができるようになり、

使用料・手数料などの受益者負担額を設定するための基礎資料の一つとして活用を図っていく。

カ 施設マネジメントへの活用

新たに加わるコスト情報は公共施設の維持管理・修繕・更新等を検討していくうえで、マネジメントツールの一つとして活用を図っていく。

② 財政指標等に基づく活用

ア 区の財政状況分析への活用

財務書類から得られる情報を基にした各種財政指標を分析することで、今後の財政運営における目標の設定等にも活用していく。

イ 債権管理への活用

財務書類から得られる債権分析を行い、債権管理などに活用する。

7 財務会計システム改修について

平成27年12月から新公会計制度財務会計システムの要件定義を開始し、平成28年度はシステムの製造・運用試験を行っている。平成29年3月に本稼動を行う予定である。

8 職員研修等について

管理職・一般職員向けに新公会計制度に関する研修を10月、11月に5回実施し、さらに、財務会計システム操作研修を2月に11回実施する。

9 マニュアルについて

新公会計制度及び複式簿記マニュアル、業務フローマニュアル、新公会計システム操作マニュアルを作成する。

10 今後のスケジュールについて

平成29年4月1日	複式簿記・発生主義会計実施
平成29年度	開始時固定資産台帳作成
平成30年度	財務書類作成・公表

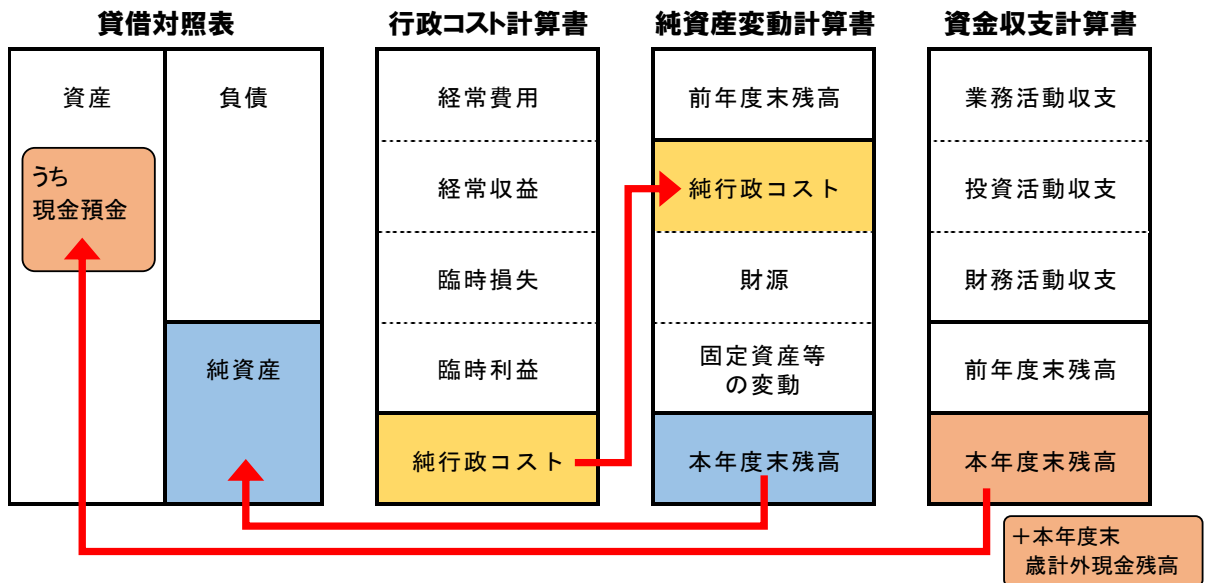
参考

●文京区の財務書類の対象会計範囲

財務書類	区分	対象会計・法人名等
	一般会計等 (一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計)	一般会計
	地方公営事業会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
	第三セクター等	公益財団法人文京アカデミー
	一部事務組合・広域連合	特別区人事・厚生事務組合 東京二十三区清掃一部事務組合 特別区競馬組合 東京都後期高齢者医療広域連合

平成28年4月1日における連結対象団体等を掲載している。

財務書類の体系と相互関係



財務書類の作成イメージ

